

(2) FAC6064 那覇港湾施設 (Naha Port)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市 かきのほな 垣花町、かきのほな 垣花町一丁目～三丁目、すみよし 住吉町一丁目～三丁目

(イ) 面積：559千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	210	46	15	287	559

(ウ) 地主数：1,388名

(エ) 年間賃借料：21億5百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：事務所、倉庫、消防舎、作業所、修理場、哨舎、厚生施設、可燃物倉庫ほか

○工作物：保安柵、上下水道、駐車場、岸壁、積載場、受変電設備、給油所、貯槽ほか

(カ) 基地従業員：MLC 80名

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：米陸軍沖縄基地管理本部

○使用部隊名：第835米陸軍輸送大隊、空軍貨物関係連絡事務所、海兵隊貨物関係連絡事務所、第10地域支援群、陸空軍販売部 (AAFES)、海軍部隊その他

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5. 15メモ等より抜粋)

○使用主目的：港湾施設及び貯油所

○使用条件：

a 使用時間

水域については、常時使用される。

b 用途

(a) 水域は、港湾運営のため使用される。

(b) 第2水域内で、合衆国軍隊は、係留する船舶の船幅又は係留中の船舶の外舷側での作業のいずれについても制限されない。

c 制限の内容

(a) 第1及び第3水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限される。

(b) 第2水域は、合衆国軍隊の使用期間中は合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、合衆国軍隊が第2水域を使用していない場合には、当該軍隊以外の船舶は、合衆国軍隊の活動を妨げないよう予防措置を講ずることを条件として操船のための同水域の利用を許される。

(ウ) 施設の現状及び任務

那覇港湾施設は、主に陸軍、海軍、空軍、海兵隊の貨物等の積みおろしに使用され、岸壁及び船

舶修理場、倉庫、野積場等として使用されている。那覇港那覇ふ頭と同一港湾区域内にあり、うるま市のホワイト・ビーチ地区に次ぐ大きな軍港である。北側に民港が、南側に那覇港湾施設があり、岸壁に管理事務所や倉庫等が立ち並んでいる。当初は、「港湾地区」と「POL地区」から構成されていたが、港湾地区と国道を挟んで位置していたPOL地区は、昭和61年10月に返還された。

復帰前のベトナム戦争中は、種々の軍艦や原子力潜水艦等の出入りが激しかったが、復帰後は原子力軍艦の寄港もなく、施設の利用状況も表のとおりであり、昭和63年以降は減少傾向にあった。平成3年は湾岸戦争の影響もあって増加がみられたが、平成4年に一時減少し、平成6年以降は増加傾向になっている。平成15年以降の利用状況については、在沖米軍から情報が提供されず、不明であるが、高速輸送船や揚陸艦が同施設を利用している。

【那覇港湾施設の利用状況】

年別	昭62年	昭63年	平成元	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
入港数	96隻	42隻	33隻	25隻	45隻	16隻	16隻	18隻	23隻	18隻
年別	9年	10年	11年	12年	13年	14年				
入港数	26隻	24隻	37隻	38隻	39隻	35隻	平成15年以降は公表されていない。			

(エ) 共同使用の状況

- a 地位協定第2条第4項(a) : 共同使用
- | 共同使用者 | 使用目的 | 面積 | 使用開始年月日 |
|--------------|--------------|------|-----------|
| ○沖縄電力株式会社 | 配電線路敷地 | 0千㎡ | 昭47.5.15 |
| ○沖縄県 | 下水道施設用地 | 1千㎡ | 昭47.5.15 |
| | 自由貿易地域用地 | 26千㎡ | 昭62.7.1 |
| ○海上自衛隊 | 連絡事務所等用地 | 0千㎡ | 昭47.5.15 |
| ○航空自衛隊 | 航空燃料補給パイプ用地 | 3千㎡ | 昭47.5.15 |
| ○第11管区海上保安本部 | 進入路及び巡視船係留用地 | 2千㎡ | 昭55.5.28 |
| ○沖縄県総合事務局 | 自由貿易地域用地 | 14千㎡ | 平10.10.22 |
| | 沈埋函設置用地 | 0千㎡ | 平10.10.22 |
| 計 6名 | 8件 | 46千㎡ | |
- b 地位協定第2条第4項(b) : なし

(オ) 沿革

- 昭和20年 米軍による軍事占領に伴い、浚渫、岸壁、その他の港湾改良工事を施工。
- 昭和40年6月30日 約52,000㎡を返還。
- 昭和47年5月15日 那覇軍港が、那覇港湾施設として提供施設・区域となる。
- 昭和49年1月30日 第15回日米安全保障協議委員会で、移設条件付き全部返還を合意。
- 昭和53年7月 上陸舟艇の韓国、フィリピン、米国本土への移送開始。
- 昭和53年9月1日 約18,000㎡の面積修正が行われる（那覇空軍・海軍補助施設との境界変更に伴う面積の修正があり、空海部分は減少、那覇港湾施設部分は増加）。
- 昭和53年10月19日 一般船舶の航行の便を図るため、水域の第1区域の一部を第2区域に変更。
- 昭和59年5月14日 特措法適用の土地約600㎡を返還。
- 昭和60年9月10日 下水道として、工作物（下水管等）を追加提供。
- 昭和61年5月15日 国道拡幅用地約28,004㎡（国道331号、332号）を返還。
- 昭和61年10月31日 POL地区約205,900㎡を返還。返還跡地は、陸上自衛隊施設として使用。
- 平成5年3月31日 国道332号拡幅用地約7,520㎡を返還。
- 平成6年12月15日 日米合同委員会において、那覇軍港の移設・返還問題を検討する「那覇港湾施設特別作業班」の設置を合意。
- 平成7年1月11日 日米首脳会談において、重要3事案等の在沖米軍基地問題の解決に努力することを確認。
- 平成7年5月11日 日米合同委員会において、浦添埠頭地区内への移設を条件として、施設の全部返還を合意。
- 平成8年6月6日 厚生施設等として、建物約1,100㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成8年12月2日 SACO最終報告で、浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を継続することを合意。
- 平成12年6月30日 沈埋トンネル用地約8,800㎡を返還。
- 平成13年10月25日 岸壁等として、工作物（岸壁等）を追加提供。
- 平成15年7月30日 平成7年の日米合同委員会において合意された代替施設の位置・形状につい

	て修正合意。
平成18年7月14日	岸壁として、工作物（岸壁）を追加提供。
平成18年5月1日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、全面的返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）
平成19年12月11日	平成15年の日米合同委員会において、合意された代替施設の位置、形状について修正合意。
平成23年4月15日	那覇港港湾計画の一部変更に伴う代替施設周辺の形状について修正合意。
平成25年4月5日	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、沖縄において代替施設が提供され次第、2028年度又はその後返還可能とされた。
平成26年11月5日	保安施設として、工作物（照明装置等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

（ア）地域との関わり

那覇市の面積は39.98平方キロメートル、平成27年10月1日現在の人口は319,435人である。同市には、那覇港湾施設のほかに嘉手納飛行場の施設の一部があり、市面積に占める米軍基地の割合は1.4パーセントである。那覇市にはこのほか、陸上自衛隊や航空自衛隊の施設があるため、防衛施設の市面積に占める割合は、10.0パーセントにのぼる。

同施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近いことから、産業振興の適地として極めて開発効果の高い地域である。

施設の一区画には、県が産業振興の一翼を担うものとして設立した国際物流拠点産業集積地域があり、平成29年12月現在17の企業が入居している。これをより効果的に活用するための拡張構想があり、県は早期返還と併せて水域の解除を求めている。

（イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

那覇港湾施設に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡地利用計画

（ア）返還計画

詳しくは、第2章第3節1「那覇港湾施設（那覇市）の返還」（26頁）を参照。

（イ）跡地利用計画

那覇港湾施設返還後の跡地利用に向けた取組として、平成7年度に那覇市と那覇軍用地等地主会が共同で跡地利用計画の統一案（基本構想）を策定した。

平成18年度には、那覇軍用地等地主会と共同で「那覇軍港地権者等合意形成活動全体計画」を策定し、平成19年度以降、同計画に基づく合意形成活動のための基礎的環境づくりを中心とした取組を進めてきた。

平成24年度には、全体計画策定から5年が経過し、跡地利用特措法の施行や中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の策定など、那覇港湾施設を取り巻く環境が変化したことを踏まえ計画の見直しを行った。

平成25年度からは、全体計画《見直し版》に基づき、地権者等の「意識醸成」を図ることや、円滑な跡地利用に向けた「組織づくり」など、跡地利用の計画づくりに取り組みする環境を整えることに重点を置いた取組を進めている。

平成27年度には、跡地利用計画策定段階（第2ステージ）への移行に向け、有識者、地権者、行政等による合意形成活動推進委員会で検討を行った結果、平成28年度より跡地利用計画策定段階（第2ステージ）に移行し、計画づくりに取り組みすることとなり、現在、跡地利用計画の策定に向けた取組を進めている。

オ その他

昭和56年に、地元那覇市が米軍用地特別措置法に基づく未契約軍用地（那覇港湾施設内私有地、普天間飛行場内那覇市管理地）の使用認定は違憲であるとして国に対し処分の取消しを求め、那覇地方裁判所に提訴した（那覇市軍用地違憲訴訟）。那覇地裁は、平成2年5月、那覇市の訴えを棄却し、那覇市が控訴を断念したため敗訴が確定した。また、駐留軍用地特措法に基づき使用している土地について、平成21年12月31日の使用期間満了後も引き続き使用する必要から、平成19年12月14日付け使用認定を行ったことに対し、使用認定の取消しを求める訴訟が平成20年6月16日に提訴されたが、平成22年6月22日の一審判決で国側が勝訴した。